

令和4年9月

君津市農業委員会議事録

令和4年9月7日（水）

令和4年9月君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年9月7日（水）午後2時00分から午後2時28分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第12号 令和4年度第4次農用地利用集積計画について

日程第6 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号から報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清
14番	粕谷	定嗣			

欠席委員（1名）

4番 小笠原 武男

出席した職員

事務局長	永田	聡
事務局次長	永嶌	一環
会計年度任用職員	白石	勇一
上総事務所長	川名	勲
経済環境部農政課企画調整係長	奥倉	康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

この後、農業者年金の研修ございますので、改めて御挨拶させていただきますので、早速、総会のほうに入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、8月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

8月29日に千葉市のポートプラザ千葉におきまして令和4年度農業者年金加入推進部長等研修会が開催されまして、私と事務局職員が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第9回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

1番、鈴木郁夫委員、2番、鮎川正幸委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第10号

議長 日程第3、議案第1号ないし第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、事務局から御説明いたします。

まず、議案第1号でございます。

西猪原地先の田1筆380平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作ができなくなったため、譲受人はブルーベリーの栽培に適した農地を取得するためでございます。譲受人は、今年3月に農地所有適格法人として農地取得の3条許可を受け、農業に参入した法人でございます。今回、取得済みの農地に隣接する土地の所有権移転ということになります。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積40アールを超えた4,327平米の農地を経営し、農機具は運搬車、剪定ばさみ、草刈り機、手押し車を所有しています。農作業従事日数は150日を超えておりまして、このほか、農地所有適格法人としての必要な条件を満たしております。資格等については問題がないと思われまます。

次に、議案第2号について説明します。

長谷川地先の田2筆、面積3,266平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。申請理由として、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超えた1万1,826平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、もみすり機、軽トラック、草刈り機を所有しております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題がないと思われまます。

次に、議案第3号から7号につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。いずれの議案も対象となる農地は高水地先の隣接する、ひとかたまりの農地でございます。

新たに農業に参入する法人が農地を賃貸借するという内容の申請でございます。対象となる農地ですけれども、議案第3号は高水地先の田5筆、面積4,478平方メートル、議案第4号は同じく高水地先の田2筆、1,316平方メートル、議案第5号は高水地先の田1筆、面積519平方メートル、議案第6号は同じく高水地先の田3筆、面積2,820平方メートル、議案第7号は同じく高水地先の田4筆、面積3,471平米でございます。合計15筆、1万2,604平方

メートルを賃貸借するというものでございます。

譲受人でございますけれども、今回の申請によりまして農地所有適格法人として農業に新たに参入する法人でございます。申請理由として、譲渡人はいずれも農地として管理することが困難となったため、譲受人はブルーベリーの栽培に適した農地を賃貸借し、農業経営に参入するためでございます。

許可基準といたしまして、今回の5件の許可を受けることによりまして、下限面積30アールを超える農地を経営することになります。農機具は運搬車、剪定ばさみ、草刈り機、手押し車を所有しています。農作業への従事日数は150日を超えております。また、農作業に従事する使用人は木更津市のブルーベリー生産者の下で研修を受けて、生産技術を習得しております。

このほか、農地所有適格法人としての必要な要件を満たしておりました、資格等については問題がないと思われまます。

続きまして、議案第8号から10号についてでございますけれども、これについても譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

いずれの議案も対象となる農地は、ただいま御説明いたしました3号から7号の高水地先と隣接する農地でございます。新たに農業に参入する法人が農地を賃貸借する内容の申請となっております。

対象となる農地は、議案第8号は高水地先の田2筆、面積1,509平米、議案第9号は同じく高水地先の田1筆、1,039平米、議案第10号は同じく高水地先の田1筆、1,127平方メートルで、合計4筆、3,675平方メートルを賃貸借するものでございます。

この譲受人も今回の申請によりまして、農地所有適格法人として農業に新たに参入する法人でございます。

申請理由として、譲渡人はいずれも農地として管理することが困難となったため、譲受人はブルーベリーの栽培に適した農地を賃貸借し、農業経営に参入するためでございます。

許可基準といたしまして、今回の3件の許可を受けることによりまして、下限面積30アールを超える農地を経営することができます。農機具は、運搬車、剪定ばさみ、草刈り機、手押し車を所有しております。

農作業への従事日数は150日を超えております。また、農作業に従事する使用人は木更津市のブルーベリー生産者の下で研修を受けて、生産技術を習得しております。

このほか、農地所有適格法人としての必要な条件を満たしておりまして、資格等について

は問題がないと思われます。

以上で、事務局からの説明は終わります。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号については私からの報告となります。

第1号議案につきましては、既に3条の許可が下りていた地番に実は含まれていたというか、恐らく登記の段階で、いや、地番が違うのがあるということが分かったんだと思います。そんな流れで、今回、改めてこの284番という部分の面積を改めて手続上、こういう申請をしていただいたということでございまして、現実にはもう所有権が移転しているということになりますので、特に問題なかろうというふうに考えますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第2号について、10番、田丸委員からお願ひします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案2号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

8月30日、譲受人と譲渡人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。場所ですけれども、別冊2ページを見てください。

中央の道路が加茂木更津線になります。駒建材興業を左折しまして、500メートルぐらい行き、右側が申請地になります。

譲渡人は高齢で管理できなく、また、現在、譲受人が耕作をしています。今回は規模拡大のための申請になります。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議お願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第3号ないし第10号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号3号から10号について説明をいたします。

申請内容の詳細については事務局説明のとおりです。

議案数8件、全て関連性がありますので、一括して説明いたします。

別冊1の3ページを御覧ください。

図面中央上から下に国道465号線が走っております。申請地はこの国道の上総亀山駅入り口から1,000メートルほど入ったところに位置しています。現地は、約40年前に基盤整備を

行った水田で、約1万6,000平米、1長6反強の農業振興地域に指定されている農地です。

この基盤整備を行った19枚の水田は、耕作者の高齢化等により、一昨年は2枚のみの耕作となったそうです。また、昨年、揚水ポンプが経年により利用が不可能となり、費用対効果を考え、新規の設備に取り替えることを断念したそうです。

農地の有効利用を図るため、ブルーベリー栽培を行う2つの農業法人に賃貸借しようとするものです。9月1日、譲受人、2つの農業法人の代理人と譲渡人8人のうち1人と現地において申請内容について確認をいたしました。現地確認に来られなかった譲渡人7人については、9月1日、電話で全て確認を取りました。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第11号

議長 日程第4、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題にいたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

永畷次長 議案第11号について御説明いたします。

新たに配付してございます議案書の4ページを御覧ください。

今回の案件につきまして、議案内容の変更を行う理由としては、対象地は平成18年に農用地区域の軽微変更がされており、区分が農業用施設用地となっております。既に2,882平米のうち、1,228.95平方メートルを部分転用しておりましたが、本案件について、千葉県君津農業事務所の転用担当者と打合せをしたところ、農用地区域の軽微変更面積と転用面積について、一致していることを強く求められたことから、これに合わせ、転用申請することとなりました。

浜子地先の畑1筆、面積2,882平米のうち、1,653.05平方メートルを農業用倉庫、育苗ハウス、集じん室、もみ殻置場、駐車場、資材置場へ転用します。申請地は市街化調整区域で、農地区分は第1種農地相当となります。

本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び第11条第1項第2号イにより、農業用施設等のほか、その他施設の管理、利用のために不可欠な駐車場等を併設して設置されるものは、農業用施設に含まれるものとして認められるものです。

申請地の敷地面積2,882平米のうち、1,653.05平方メートルに建築面積247.8平方メートルの農業用倉庫を新設し、利用状況に併せて育苗ハウス、集じん室、もみ殻置場、駐車場、資材置場等に転用したいとのことです。

用水は井戸水を利用し、農機具の土埃を落とすことを目的としており、雨水排水と合わせて東側の排水路に放流します。工事期間中の工事車両は極力敷地内に駐車し、交通の阻害を防止します。また現場へのネット展張により、周辺への騒音、飛散物防止を図ります。

施工後は周辺農地との距離を十分に取り、交通、日照及び通風の阻害や飛散物がないよう留意いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について議案第11号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第11号について御説明します。

詳細はただいま事務局から説明があったとおりです。

申請地は議案書別冊の4ページを御覧ください。

右向きで弧を描くように道がありますが、これは貞元小糸をつなぐ小糸側のバイパス線で、常代5丁目交差点を左下にまっすぐ800メートルほど進んだ山裾のところであります。

8月26日、1時過ぎに現地を訪れまして、申請人にお会いしました。

そこで聞き取り調査と現況の確認を実施しましたが、農地転用の目的が農業用倉庫の建設のためであります。既に2棟の倉庫作業場が建てられていますけれども、事業拡大のため3棟目を予定しているということです。

事務局から説明のあったとおり、この340番地というのは1筆で2,882平米あります。この1筆分が丸々、前回申請があったときに、農振地域を除外するということが決定されていたようです。今回の申請に合わせて240平米ですか、倉庫を建てる底地だけの予定が、その1筆全面積を先ほど転用する農業用倉庫とか、育苗ハウスとか、集じん室とか、いろいろ農

作業に使うということで県のほうからの指導もあったというようなことです。

申請者は大学を卒業しまして、祖父の農業経営を継ぎまして、認定農業者として水稻事業の拡大をしております、現在は市内外の受託面積を合わせると約38町歩ほどになっているということです。

最近、その施設で農業用トラック、ユニックつきのものが盗難にあったんですけれども、倉庫にいろいろ農機具とか資材を収納しないといけないということもあって、いろいろ検討した結果、建設に至ったということで、多大な借財が残っているようなんですけれども、やむを得ないかなというような感じで拡大を進めている。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第12号

議 長 日程第5、議案第12号 令和4年度第4次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第12号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第4次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区2件、3筆、8,068平方メートル、小糸地区7件、13筆、1万8,358平方メートル、清和地区2件、3筆、2,988平方メートル、小櫃地区2件、

9筆、7,232平方メートル、上総地区2件、7筆、7,147平方メートル、合計15件、35筆、4万3,793平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、小櫃地区1件、25筆、2万6,033平方メートルでございます。

個別の案件につきましては、議案書7ページから17ページに記載のとおりでございます。

市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第12号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第11号

議長 日程第6、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号ないし第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第11号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和4年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第10回農業委員会総会は、令和4年10月5日水曜日に市役所6階災害対策室にて開催の予定でございますので、よろしくおんいをいたします。

(午後 2 時 2 8 分)